

施設整備に関する事前質問について

- ① 「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等）」と「その他（サービス付高齢者住宅・有料老人ホーム等）」の違いは何でしょうか。
- ② 各施設の一部には空床が十分ある一方で、待機者がいるのはどのような理由でしょうか。

<例>

施設名	空床数	待機者数
ソレイユ湯野原	8人	9人
すこやか	11人	3人
くらの里家	25人	6人
ベルの郷	4人	5人

- ③ 管内施設に空床状況を見ると、210床が空いており、待機者を含めても高齢者ベッドが余っています。

特養施設の空床も13床あります。市内待機者が33名中22名、市外待機者が11名居ますが、もし近隣の市町村が今後施設を整備すれば、市外待機者は自分の管内の施設に入所します。

管内施設の市内利用者は全体でも66.6%、特養では64.5%ですが、近隣市町村の整備計画の把握なしでは、現状でも低い利用率がさらに低下する原因を招いてしまうと考えられます。

また、介護施設で働く労働者が不足しており、さらに施設を増やせば、現場で働く職員が分散化するため、労働者の不足から管内施設の質の低下や、過酷な労働環境を生み出す原因となると考えられます。

以前、会議に提出された資料によると、平成27年11月の管内の空床状況が261床でした。現状でも空床があるのに、さらに80床の増床を行えば、300近い空床を生むこととなります。それ

では、管内にある施設の運営状況を悪化させ、要介護高齢者の獲得競争を激化させ、運営体力のない施設の閉鎖や倒産を招く可能性があります。

増床の計画をたてる以前に、管内の各施設の状況の確認を取り、本整備計画が適切であるか、ベッドが不足しているのか把握するべきだと考えます。